

介護付き有料老人ホーム
おとわ翔裕館

地域密着型特定施設入居者生活介護

〔重要事項説明書〕

〒607-8111

京都府京都市山科区小山南溝町17番地

TEL 075-595-2650

FAX 075-595-2651

1 指定地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業者

事業主体の名称	株式会社サンガジャパン	
事業主体の代表者の氏名及び職名	代表取締役社長 神成 裕介	
事業主体（法人）の主たる事務所の所在地 (連絡先及び電話番号等)	事業主体（法人）の主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11-9 ニッセイ大宮桜木町ビル8階
	電話番号	048-614-1541
	FAX番号	048-614-1552
	ホームページ	あり : https://sangajapan.jp
	アドレス	なし :
事業主体の設立年月日	2012年9月4日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	介護付き有料老人ホーム おとわ翔裕館
介護保険指定事業所番号	
事業所所在地	京都市山科区小山南溝町17
連絡先	075-595-2650
連絡先担当者	施設長兼管理者 甲賀 正大
入居定員／居室数	28名／28室

(2) 入居施設で合わせて実施する事業内容

事業の種類	事業者番号	定員
地域密着型 特定施設入居者生活介護		28名

(3) 受託居宅サービス事業者等

居宅サービス名	該当なし
事業者名	
事業所名	
事業所所在地	
委託の内容	

(4) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社サンガジャパンが開設する介護付き有料老人ホームおとわ翔裕館が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護や機能訓練を提供することを目的とする。
運営の方針	事業の提供に当たって、事業所の職員は施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。入居者及び利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	甲賀 正大
-----	-------

職名	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	常勤 1名
計画作成担当者	計画作成担当者は、入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。	1名以上
生活相談員	生活相談員は、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行う。	1名以上 (うち常勤1名以上とする。)
看護職員	看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。	常勤換算で10名以上 (うちそれぞれ常勤1名以上とする。)
介護職員	介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	常勤換算で10名以上 (うちそれぞれ常勤1名以上とする。)
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	1名以上
事務職員	必要な事務を行う。	1名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) サービス内容

サービス区分と種類	内容
地域密着型特定施設入居者生活介護計画	<p>＜地域密着型特定施設入居者生活介護＞</p> <p>1 入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型特定施設入居者生活介護計画を作成します。</p> <p>2 地域密着型特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得ます。</p> <p>3 地域密着型特定施設入居者生活介護計画の内容について、入居者の同意を得たときは、地域密着型特定施設入居者生活介護計画書を入居者に交付します。</p> <p>4 それぞれの入居者について、地域密着型特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>
食事	栄養状態を定期的に把握し、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
入浴	週2回入浴を行います。身体の状態により、清拭の対応へ変更する場合があります。入居者又は家族の希望によって週2回を超える入浴を従業員が介助した場合は1回2000円の実費となります。
洗濯代行	洗う・干す・たたむ・お返しまでを行います。 週2回の入浴に伴う衣類の洗濯は、介護保険サービス内で行います。(500円/ (税込) 回)
居室清掃の代行	居室内的簡単な清掃(床、トイレ、整理整頓)を行います。(1回30分以内) 週2回の簡単な掃除と週1回のシーツ交換は介護保険サービス内で行います。(500円/ (税込) 回)
買い物等の代行	1袋分の買い物を代行します
排せつ	心身の状態に応じて、適切な排泄支援を行います。おむつ代は入居者の負担となります。
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	<p>1 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</p> <p>2 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</p>
通院介助	法人病院に限り1回30分/1000円のサービスですが、30分を越える毎に1000円追加になります。
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。

健康管理	1 看護職員により心身の状態に応じて適切な措置を講じます。 2 協力医療機関に通院する場合は、その介助について出来る限り配慮します。
レクリエーション等	日々食堂にて次のようなレクリエーションを行います。 ・脳トレ（学習療法）、運動レクなど ・趣味の活動（生け花、お茶、囲碁・将棋）など
相談及び援助	入居者とその家族からの相談に応じます。

(2) 地域密着型特定施設入居者生活介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ④ その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）について

I 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用料

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
入居者生活介護費 地域密着型特定施設	要介護 1	546 単位	5,705 円	571 円	1,142 円	1,713 円
	要介護 2	614 単位	6,416 円	642 円	1,284 円	1,926 円
	要介護 3	685 単位	7,158 円	716 円	1,432 円	2,148 円
	要介護 4	750 単位	7,837 円	784 円	1,568 円	2,352 円
	要介護 5	820 単位	8,569 円	857 円	1,714 円	2,571 円

- ※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 90/100 となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 97/100 となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

該当 <input checked="" type="checkbox"/>	加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1割負担	2割負担	3割負担	
	入居継続支援加算（Ⅰ）	36	376円	38円	75円	113円	1日につき
	入居継続支援加算（Ⅱ）	22	229円	23円	46円	69円	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	209円	21円	42円	63円	
	夜間看護体制加算（Ⅰ）	18	188円	19円	38円	56円	1日につき
<input checked="" type="checkbox"/>	夜間看護体制加算（Ⅱ）	9	94円	9円	19円	28円	
<input checked="" type="checkbox"/>	若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	125円	251円	376円	1日につき
<input checked="" type="checkbox"/>	協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
<input checked="" type="checkbox"/>	口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき
<input checked="" type="checkbox"/>	退院・退所時連携加算	30	313円	31円	63円	94円	1日につき
<input checked="" type="checkbox"/>	看取り介護加算（Ⅰ）	72	752円	75円	150円	226円	死亡日以前31日以上45日以下
<input checked="" type="checkbox"/>		144	1,504円	150円	301円	451円	死亡日以前4日以上30日以下
<input checked="" type="checkbox"/>		680	7,106円	711円	1,421円	2,132円	死亡日前2日又は3日
<input checked="" type="checkbox"/>		1,280	13,373円	1,338円	2,675円	4,013円	死亡日
	看取り介護加算（Ⅱ）	572	5,977円	598円	1,195円	1,793円	死亡日以前31日以上45日以下
		644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	死亡日以前4日以上30日以下
		1,180	12,331円	1,233円	2,466円	3,699円	死亡日前2日又は3日
		1,780	18,601円	1,860円	3,720円	5,580円	死亡日
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	31円	3円	6円	9円
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	41円	4円	8円	12円	1日につき
	新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	752円	1日につき
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	1,045円	106円	209円	314円	1月につき
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	104円	10円	21円	31円	
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	104円	10円	21円	31円	1日につき
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	52円	5円	10円	16円	
<input checked="" type="checkbox"/>	退居時情報提供加算	250	2,612円	261円	522円	784円	1回につき
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	229円	23円	46円	69円	1日につき
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	188円	19円	38円	56円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	62円	6円	12円	19円	
	科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	125円	1月につき
	ADL維持等加算（Ⅰ）	30	313円	31円	63円	94円	1月につき
	ADL維持等加算（Ⅱ）	60	627円	63円	125円	188円	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 の128/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費 に各種加算減算 を加えた総単位 数（所定単位数）
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数 の122/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数 の110/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数 の88/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

■要介護度による区分はありません。(該当する場合には、要介護度に関わらず一律加算されます)

- ※ 入居継続支援加算は、入居者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士等が、当施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
- ※ 夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、入居者に対して 24 時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。
- ※ 若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の入居者を対象に指定(介護予防) 特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、当施設の看護職員が入居者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して入居者の健康状況について、月に 1 回以上情報提供している場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに、入居者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、担当する介護支援専門員に栄養状態に関する情報提供を行った場合に算定します。
- ※ 退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当施設に入居した場合に、入居した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入居者に対して、他職種共同にて介護に係る計画を作成し、入居者又は家族の同意のもと、入居者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えるように支援した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入居者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、見守り機器の導入やテクノロジーの活用などを行うことで、介護現場における生産性向上、質の確保など業務改善の促進を図った事業所に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、新興感染症の発生時を想定し感染対策向上加算の届出をしている医療機関との連携を整備し、実施指導や研修などを規定回数以上受けた場合に算定します。
- ※ 退居時情報提供加算は、医療機関へ退居する入居者等について入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関へ提供した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して指定(介護予防) 特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、LIFE を活用し入居者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症

の状況等、利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出することにより算定します。

- ※ ADL 維持等訓練加算は、BI 研修を受け適切に評価できる者が、入居者（要介護者）の ADL（日常生活動作）の評価を行い、一定の条件のもと LIFE を活用し厚生労働省に提出することで算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員をはじめとする介護事業所で働く職員の賃金向上や職場改善の取り組みを行う事業所に認められる加算です。（I）～（IV）4 区分あり、①事業所内の経験・技能ある職員を充実させ一定割合以上配置していること②総合的な職場環境改善による職員の定着促進③資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備④介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップなど、必要な要件を満たし算定します。区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5 級地 10.45 円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他費用について

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記により「食事代・その他有料サービス料」のキャンセル料を請求させていただきます。		
	利用予定の前日正午までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です	
	利用予定の前日正午を過ぎてからのご連絡の場合	入居者負担金の全額を請求いたします。	
	利用予定の当日までにご連絡のない場合	入居者負担金の全額を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
② 理 美 容 代	実費（運営規定に定める金額のとおり）		
③ そ の 他	日常生活において通常必要となる経費であって、入居者負担が適当と認められるもの（入居者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。		

5 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、入居者負担（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料の入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃に指定の宛先にお届け（郵送）します。</p>
---------------------------------------	---

<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>
--	---

※ 利用料、入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「特定施設入居者生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「地域密着型特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型特定施設入居者生活介護計画」は、入居者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、入居者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き

介護居室、一時介護室は設置していません。

8 虐待の防止について

- (1) 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
- ①人権の擁護及び虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 甲賀 正大
-------------	-----------

②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

③虐待の防止のための指針を整備する。

④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑤虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9 身体拘束等について

事業所はサービスの提供にあたって、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

なお、やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合には、次の事項を実施するものとします。

1. やむを得ず身体拘束を行う場合は、管理者を中心とした事業所全体で検討し、次の手順による説明書を作成し、家族へ説明・同意を得る。

①入居者がいかなる状態であるかの客観的解説。

②当該事業所で行い得る介護手法での対応が困難な理由。

③今後の当該入居者に対する介護の方針。

④具体的な身体拘束の内容とその手段についての解説。

2. 拘束中は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、完結の日から5年間保存します。

3. 身体拘束は常に事業所全体で解除するための検討を行います。

4. 身体拘束の適正化

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、従業員に周知徹底を図る。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

③身体拘束等の適正化のため新規採用時及び年間研修計画に位置付けて研修を2回以上実施する。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 入居者及びその家族に関する秘密の保持について	(1)事業者は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 (2)事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
--------------------------	--

	<p>(3)また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>(4)事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>1 事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。</p> <p>2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことの内容、必要な措置を講じます。</p> <p>3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者及び家族の同意を得ることとします。</p> <p>4 事業者は、個人情報保護法に即し、個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。</p> <p>5 事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドンス」を遵守し適切に取り扱います。</p> <p>①</p>

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、入居者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	<p>氏 名 続柄</p> <p>住 所</p> <p>電 話 番 号</p>
【主治医】	<p>医療機関名</p> <p>氏 名</p> <p>電 話 番 号</p>

12 事故発生時の対応方法について

入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族、入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事

故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故発生時の状況および対応を文章化し、その原因を解明するとともに、入居者・身元引受人等へ報告し事故の再発防止に努めます。また、事故の状況によっては市町村をはじめ関係諸機関に報告します。

【市町村（保険者）の窓口】 山科区役所 健康福祉部 健康長寿推進課	所在地 京都市柳川池尻町 14 番地 2 電話番号 (075) 592-3290
【併設事業所の窓口】	事業所名 株式会社サンガジャパン 認知症対応型共同生活介護 おとわグループホーム 所在地 京都市山科区小山南溝町 17 電話番号 075-595-2650 担当 管理者 稚田 知史

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保株式会社
保険名	個人用火災総合保険
補償の概要	建物のみ風災、地震、水災時の補償

13 心身の状況の把握

指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、当施設の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 他事業者等との連携

指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

15 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。
- ② 入居者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（グループホーム管理者・稚田 知史）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回 6 月・12 月）

④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

17 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ②事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとします。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

18 衛生管理及び感染症の対策等

- ① 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。
- ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとします。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

19 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

20 就業環境の確保（パワハラ・セクハラ・カスハラの防止）

事業所は職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記すのとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては受付した担当者または責任者が訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行

う。

- ・窓口で受けた苦情については、受付した担当者が責任者に報告する。その場で対応可能なもの あっても、必ず責任者に連絡をして、処理内容を決定し、利用者に伝達する。
- ・上記によっても苦情処理を行えない場合については、当事業所で会議を行い決定する。また、必要に応じて、弁護士等に相談して決定する。
- ・入居者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償について検討する。発防止のため、当事業所で周知を行う。

(2) 苦情申立の窓口

株式会社サンガジャパン 介護付き有料老人ホーム おとわ翔裕館	所在地 京都市山科区小山南溝町 17 電話番号 075-595-2650 受付時間 9:00~17:30 (月曜日~金曜日)
京都市山科区役所 健康福祉部 健康長寿推進課	所在地 京都市柳川池尻町 14 番地 2 電話番号 075-592-3290
京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090

22 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価 の実施状況	実施有無 なし	ありの場合				
		直近の実施日	令和	年	月	日
		評価機関名称				
		開示の方法				

23 利用料金、費用の改定、体験入居等

1. 地域密着型特定施設入居者生活介護の料金

(1) 月額利用料

- ・家賃：70,000円（非課税）
- ・管理費：37,000円（税込）（建物及び設備等の維持管理費・保守費、館内清掃費用等）
- ・共益費：20,000円（非課税）（居室及び共用部の水道光熱費）
- ・食費：朝食：500円、昼食：690円、おやつ：150円、夕食：760円（税別）

※食事をキャンセルされる場合は、7日前までに所定の用紙にて申請下さい。

これ以降のキャンセルは喫食扱いとなり料金が発生します。

(2) その他の費用

医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等及び専用居室で使用されるトイレットペーパーやティッシュペーパーなど専ら入居者の個人的利用、使用に係る費用は入居者負担となります。

(3) 費用の改定

- ・月額施設利用料および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また

諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いたうえで、改定する場合があります。

- ・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。
- ・家賃、管理費および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めに従い、利用料も変更になります。

(4) 体験入居

契約を希望されている方は、正式な契約締結前に「体験入居」をしていただけます。

体験入居費用 1泊2日 食事付き 7,000円（税込）

体験入居のご利用は、3泊4日を限度とします。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

当事業者は、サービスの利用にあたり、入居者等に対して重要事項説明書を交付のうえ、指定地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

事業者	所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番9 ニッセイ大宮桜木町ビル8階	
	法 人 名	株式会社サンガジャパン	
	代 表 者 名	代表取締役社長 神成 祐介 印	
	事 業 所 名	介護付き有料老人ホーム おとわ翔裕館	
	説 明 者 氏 名	印	

私は、上記の内容について事業者から重要事項説明書に基づいて説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

入居者	住 所	
	氏 名	印

代筆者	住 所	<input type="checkbox"/> 利用者の住所に同じ
	氏 名	印（続柄： ）

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービス等の種類	併設・隣接の状況	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	なし	併設・隣接
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接
訪問看護	あり	なし	併設・隣接
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接
通所介護	あり	なし	併設・隣接
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接 毎月横小規模多機能ホーム 伏見区向島立河原町67-1 なぎつい小規模多機能ホーム 山科区大宅沢町105
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接 毎月横グループホーム 伏見区向島立河原町67-1 おとわグループホーム 山科区小山南瀬町1-7
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接 二軒茶屋難波館 左京区静市原町705-1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接 毎月横小規模多機能ホーム 伏見区向島立河原町67-1 なぎつい小規模多機能ホーム 山科区大宅沢町105
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接 毎月横グループホーム 伏見区向島立河原町67-1 おとわグループホーム 山科区小山南瀬町1-7
介護予防支援	あり	なし	併設・隣接
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接
介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接
介護医療院	あり	なし	併設・隣接
<介護予防・日常生活支援総合事業>			
訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）	個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）	包含※2	都度※2	料金※3	備考
介護サービス						
食事介助	なし	あり	なし	あり		
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり		
おむつ代			なし	あり		実費
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	○ 1500 円/回	週 3 回目以降、実費
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○ 3500 円/回	週 3 回目以降、実費
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり		
機能訓練	なし	あり	なし	あり		
通院介助	なし	あり	なし	あり	○ 1500 円/回	協力医療機関以外は実費
口腔衛生管理	なし	あり	なし	あり		
生活サービス						
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○ 700 円/30 分	週 3 回目以降、実費
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○ 500 円/回	週 3 回目以降、実費
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○ 500 円/回	週 3 回目以降、実費
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり		
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり		実費
理美容師による理美容サービス			なし	あり	○	実費
買い物代行	なし	あり	なし	あり	○ 1000 円/30 分	※利用できる範囲を明確化すること
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	○ 1000 円/30 分	
金銭・貯金管理			なし	あり	○	
健康管理サービス						
定期健康診断			なし	あり	○	実費 年 1 回
健康相談	なし	あり	なし	あり		
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり		
服薬支援	なし	あり	なし	あり		
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり		
入退院時・入院中のサービス						
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり	○ 2000 円/1 時間	協力医療機関以外は実費
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり		
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり		

※ 1 : 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割～3割の利用者負担）。

※ 2 : 「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※ 3 : 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

※ 4 : 入院中の見舞い訪問は、協力医療機関に限る。また、病院受診付き添いに伴いタクシー等を使用した場合には、その実費分（往復）をご請求します。

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
おとわグループホーム
重要事項説明書

おとわグループホーム 重要事項説明書

1. 法人及び施設の概要

法人名 : 株式会社サンガジャパン
代表者 : 代表取締役社長 神成 裕介
事業所名 : おとわグループホーム
指 定 : 認知症対応型共同生活介護 第 号
: 介護予防認知症対応型共同生活介護 第 号
開 設 : 令和7年10月1日
定 員 : 9名 【1ユニット9名】
所在地 : 京都府京都市山科区小山南溝町17
Tel 075-595-2650 Fax 075-595-2651

2. 運営方針

- (1) 利用者的心身機能の状態を把握し、自立支援の観点に立ったサービスを提供します。
- (2) 心身、生活機能の回復もしくは低下の予防を行う為に、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。
- (3) 上記計画に基づき目標が達成できるよう効果的で効率的なサービスを提供します。
- (4) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況に応じた自主的且つ意欲的な共同生活がおくれるよう援助するものとします。
- (5) サービスの実施にあたっては関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、地域住民と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

3. 利用者及び、利用者代理人の権利

利用者及び利用者代理人は、事業所のサービスを受けることに関して、以下の権利を有し、または、これらの権利を行使することにより利用者はいかなる不利益を受けることはないことをとします。

- (1) 個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を保った生活がされること。
- (2) 生活歴が尊重され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- (3) 適切な医療を受けることについて支援を受けられること。
- (4) 地域社会の一員としての社会生活、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- (5) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- (6) 生活やサービスについて職員に要望・苦情を自由に伝えることができること。
- (7) 苦情等について専門家又は第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載）。
- (8) 事業所が保持している利用者の個人情報の開示請求ができること。

4. 職員配置

本事業所は、介護保険法に定める人員配置基準を満たしています。

職員

職種	配置数
1. 管理者	1名
2. 計画作成担当者	1名
3. 介護職員	5名以上
4. 看護職員	1名以上

5. 本事業所が提供するサービスと利用料金

本事業所では、利用者個々に対して（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を立案し、計画に基づき以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービスの概要

- ① 入浴 : 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ② 排泄 : 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ③ 機能訓練 : 利用者の心身の状況に応じて、日常生活に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④ 健康管理 : 当社の看護師又は訪問看護ステーションが介護職員と協力して、主治医または医療機関と連携して、健康管理を行います。
- ⑤ 介護予防 : 主治医または医療機関、地域包括支援センター等と連携して、介護職員が口腔機能向上、転倒予防、栄養改善の視点からケアを行います。
- ⑥ 夜間の体制 : 専任の夜勤者を1名配置しています。
- ⑦ その他自立への支援 :
 - ・寝たきり防止のためにできる限り離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象となるサービスの利用料金

別紙（利用料金一覧）

(3) 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

別紙（利用料金一覧）

(4) 生活保護の方については、別紙料金表にて定めるものとする。

6. 利用保証金について

グループホーム利用に際し、事業所では入居保証金のお預かりをいたしません。

7. 利用料金の支払い方法

介護保険給付に係る利用者負担金（介護保険負担割合証に記載されている負担割合分）とその他の費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月15日頃までに請求しますので、27日までにお支払い下さい。

1ヶ月に満たない期間の利用料金等は以下の通りとなります。

- ・月の途中で入居した場合の「専用居室利用料（家賃）、管理費及び共益費」は、日割り計算するものとする。
- ・月の途中で退居した場合の「専用居室利用料（家賃）、管理費及び共益費」は、日割り計算するものとする。但し、荷物搬出終了日を持って退居日とする。
お支払方法につきましては、自動引き落としを原則とさせて頂きますが、銀行振込若しくは現金支払いの方法も取り扱いさせて頂きます。但し、銀行振込の場合の振込手数料はご利用者の負担となります。

8. 入居中の留意事項

利用者は、サービスの利用に当たって、共同生活の秩序を保ち相互の親睦を図るものとし、次の行為は行わないものとする。

- (1) 喧嘩、口論等他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外での喫煙等火気を用いること。
- (3) 宗教や習慣の相違等で他人を排斥し、又は他人の自由を侵すこと。
- (4) その他、契約に当たって取り決めたこと。

9. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合、利用者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

これは、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院を義務づけるものでもありません。

＜協力医療機関及び協力歯科医療機関＞

医療機関名 医療法人財団康生会 武田病院
所 在 地 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841-5
診 療 科 内科、外科、整形外科、呼吸器内科 他

医療機関名 稲荷山武田病院
所 在 地 京都市伏見区深草正覚町 27 番地
診 療 科 内科、循環器内科、整形外科 他

医療機関名 さくらぎ桂駅前歯科
所 在 地 京都府京都市西京区桂南巽町 138 番地 1 グランバリエ桂 1 階
診 療 科 歯科

10. 緊急時（急変時）の対応について

利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族並びに主治医、当社の看護職員またはあらかじめ定められた医療機関へ連絡・緊急受診を行うなどの必要な処置を講じます。

また、夜間帯は職員配置が日中より少ないため、緊急連絡体制を確立しています。

11. 非常災害対策について

- (1) 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (2) 事業所は、火元の管理を始め、喫煙場所の設置、タバコの保管を含め徹底して管理を行う。消火器やスプリンクラー等の点検整備についても徹底する。
- (3) 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

12. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (3) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

13. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 身体拘束

事業所は、サービスの提供にあたって、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。なお、やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合は、次の事項を実施するものとします。

- (1) 身体拘束を行う場合は、管理者を中心とした事業所全体で検討し、やむを得ず身体拘束を実施する場合は、次の手順による説明書を作成し、家族へ説明・同意を得ます。
 - ① 利用者がいかなる状態であるかの客観的解説
 - ② 当該事業所で行なう介護手法での対応が困難な理由
 - ③ 今後の当該利用者に対する介護の方針
 - ④ 具体的な身体拘束の内容とその手段についての解説
- (2) 拘束中は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、完結の日から5年間保存します。
- (3) 身体拘束中は常に事業所全体で解除するための検討を行います。
- (4) 身体拘束の適正化
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し従業員に周知徹底する。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③身体拘束等の適正化のため、新規採用時及び年間研修計画に位置付けて、研修を2回以上実施する。

15. 衛生管理及び感染症の対策等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

16. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

17. グループホームの退居について（契約の終了）

下記の場合契約は終了し退居していただくことになります。

- (1) 利用者からの退居申し出（契約解除）
利用者はいつでも契約の解除を申し出、退居することができます。ただし、退居を希望する場合は一ヶ月前に解約届の提出をお願いします。
- (2) 下記の場合は自動的に契約解除となり退居していただくことになります。
 - ① 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
 - ② 利用者が死亡した場合。
 - ③ 利用者が要介護認定により自立・要支援1と判定された場合。
 - ④ 利用者が診療所や病院に入院し、3ヶ月を超える期間治療等が必要となった場合又は、見込まれる場合。
 - ⑤ 事業者が解散命令や破産した場合等やむを得ない事由でホームを閉鎖した場合。
 - ⑥ 天変地異その他の事由により施設が滅失、重大な毀損によりサービス提供が不可能になった場合。
 - ⑦ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合。
- (3) 下記の場合、事業者は利用者に対し、30日の予告期間において、文書で通知することにより本契約を解除できます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が事業所や他の入居者に対し契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- (4) 下記の場合は即時に契約を解除し退居することができます。
 - ① 介護保険給付対象外の利用料の変更に同意できない場合。
 - ② 事業者もしくはサービス従事者（職員）が正当な理由なく、契約書に定めるサービスの提供を実施しない場合。

- ③ 事業者もしくはサービス従事者（従事者であった者）が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑤ 他の利用者が利用者本人の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応を取らない場合。

18. 身元引受人

当施設へ入居される場合、利用者のご家族等の身元引受人を求めます。
身元引受人は、入居契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務を負うものとする。
ただし、極度額は100万円を上限とする。

また、特に死亡等により契約が終了した際の、利用者の所持品等、残置物をお引き取り願います。

身元引受人は、原則として三親等以内の親族とする。ただし、何らかの事情で三親等以内の親族を選任することが出来ない若しくは三親等以内の親族がいない場合には、成年後見制度や身元保証制度などをご利用ください。必要により施設までご相談ください。

19. 暴力団排除に関する事項

- (1) 事業者の役員及び事業所の管理者その他の従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。事項においても同じ）であってはならない。
- (2) 事業者及び事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

20 苦情窓口の設置について

当施設における運営について苦情等がある場合、下記にお申し出下さい。

《事業所》

☆ 苦情受付窓口（担当者）……<管理者> 碓田 知史

☆ 連絡先 …… 075-595-2650

その他 …… 投書箱を設置します。皆様のご意見等を遠慮なく投函下さい。

《サンガジャパン》

☆ 苦情受付窓口……サンガジャパン 西日本支社

☆ 連絡先 …… 075-256-8700

《行政関係》

・ 京都市山科区役所保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課

電話番号：075-592-3290

・ 京都府国民健康保険団体連合会

電話番号：075-354-9090

☆苦情を処置するために講ずる措置の概要は別紙参照下さい。

21. 第三者評価の実施状況

実施 無 ・ 有 実施日（令和 年 月 日）

評価機関（運営推進会議）

評価結果の公開 無 ・ 有

22. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- (2) 事業所の職員及び職員であったものは、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族等の秘密を漏らさないものとする。また、サービス担当者会議等により、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

23. 協力医療機関等

- (1) 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- (2) 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - ①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ②事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認する。
- (4) 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- (5) 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- (6) 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- (7) 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項と利用料金の説明を行いました。

説明者 職名

氏名 印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項と利用料金の説明を受けました。

ご本人 住所

氏名 印

ご本人と同じ

①身元引受人 住所

氏名 印

利用者との関係

ご本人と同じ

②身元引受人 住所

氏名 印

利用者との関係

苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	おとわグループホーム
申請するサービス種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

1. 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、下記窓口を設置する。相談担当者が不在の時は、基本的事項については、本事業所職員が苦情に対応できるように体制を整えるとともに、事後に担当者が責任を持って対応する。

担当者： 管理者 稔田 知史
連絡先： 電話 075-595-2650

担当者： サンガジャパン 西日本支社 苦情受付担当者
連絡先： 電話 075-256-8700

(その他の苦情等の相談窓口)

京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090
京都市山科区役所保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 電話 075-592-3290

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ①苦情があった場合には、相談担当者が面接を行うなどして、詳しい事情を聞く。
- ②相談担当者は、上記の内容を所定の「苦情事故発生報告書」によりサンガジャパン 苦情受付担当者に報告の上、処理内容を決定し、速やかに申立者に連絡する。
- ③上記によっても苦情処理を行えない場合には、事業所として検討会議を開催し、処理内容を決定する。
- ④苦情の内容、処理結果について「苦情事故発生報告書」に記録した上保管し、再発防止に役立てる。

3. その他の参考事項

上記に記載した以外の対応措置については、その都度事業所内で検討し、利用者の立場に立って処理する。

介護保険の給付対象となるサービス 別紙「利用料金一覧（1ユニット）」

介護保険の対象となるサービスの利用料金は、下記のとおり介護保険法に定める単位数に地域単価を乗じた額の合計し、介護保険負担割合証に記載された割合の額となります。

■地域単価 京都市：10.45（単位数合計に乘じる）

■〔 〕は利用料（利用者負担割合の金額（1割・2割・3割））

該当に ○印	利用者の介護度とサービス利用料	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	基本単位（1日あたり）	761 単位 796 円 1591 円 2386 円	765 単位 800 円 1599 円 2399 円	801 単位 837 円 1674 円 2511 円	824 単位 861 円 1722 円 2583 円	841 単位 879 円 1758 円 2637 円	859 単位 859 円 1718 円 2577 円
○	入院時費用の算定（新設）	246 単位/日【257円、514円、771円】 ○利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、予定単位数に代えて1月に6日を限度に算定					
○	初期加算	30 単位／1日【32円、64円、96円】（入居後30日間のみ） ○入居日から30日以内の期間 ○医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認める					
○	医療連携体制加算（I）ハ	37 単位／1日（要支援2は加算なし） ○看護師を1名以上配置し看護師による24時間連絡できる体制を確保 重度化の指針を定め同意を得る。					
	サービス提供体制強化加算（I）	22 単位/日【23円、46円、69円】 介護職員総数の70%以上が介護福祉士である。勤続年数10年以上介護福祉士25%					
	サービス提供体制強化加算（II）	6 単位/日【7円】 看護・介護職員の総数の75%以上が常勤職員であること					
	サービス提供体制強化加算（III）	6 単位/日【7円】 職員総数の30%以上が勤続3年以上の者がいる。					
	夜間支援体制加算（II）	25 単位/日【27円】（1ユニットに夜間及び深夜2名体制） (2ユニットに夜間及び深夜3名体制)					
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日【209円】 (入所日から7日を上限) ショートステイ申請の場合					
	認知症専門ケア加算（I）	3 単位/日【4円】 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が、利用者の1/2以上 認知症介護実践者リーダー研修修了者1名配置					
	認知症専門ケア加算（II）	4 単位/日【5円】 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が、利用者の1/2以上 認知症介護指導者研修修了者1名配置					
○	口腔衛生管理体制加算	30 単位/月【32円、64円、96円】 ○歯科医師また歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている					
○	協力医療機関連携加算(1)	100 単位/月 入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している					

該当者がおられる場合算定する加算（該当される場合、別途ご説明をさせて頂き同意書を頂きます。）

該当に ○印	加算種類	単位数と要件
○	看取り介護加算 (看取りを行った場合に必要になります)	72 単位／日【76円、151円、226円】（看取りの対応）死亡日以前31～45日以下 144 単位／日【151円、302円、453円】（看取りの対応）死亡日以前4日以上30日以下 680 単位／日【711円、1,422円、2,133円】（看取りの対応）死亡日以前2日又は3日 1280 単位／日【1,338円、2,676円、4,014円】（看取りの対応）死亡日

		○看取りの指針を定め入居の際に利用者家族等に説明同意を得る。医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して多職種が共同で計画を作成し利用者家族の同意の基、支援した場合に算定します。(医療連携体制加算算定を要件とする)
○	若年性認知症利用者受入加算	120 単位／日【126 円、252 円、378 円】(宿泊による受入)
○	退居時相談援助加算	400 単位／日【418 円、836 円、1,254 円】〔退居され居宅（介護予防）サービス・地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合 注) 退居して病院又は診療所に入院する場合は該当しない。 注) 退居して介護保健施設に入所又は居住系サービスを利用する場合は該当しない〕
○	退去時情報提供加算	250 単位／回 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り算定

○	介護職員等処遇改善加算 II	上記の算定した加算数の 17.8%
---	----------------	-------------------

■ 地域単価 京都市：10.45 円（単位数合計に乘じる）

※京都市の地域区分は 5 級地となります。

介護保険の給付対象とならないサービス 別紙「利用料金一覧」

料金は利用者の全額負担となり、①～⑤については後払い(利用月の翌月末日までに支払い)となります。ただし、月の途中で退居される場合は、日割り計算で請求返還します。

① 食材料費：63,000円／月（30日の場合）

[朝食・昼食・夕食・おやつ]の3食+おやつで1日2,100円

* 1日に1食（おやつ含む）でも食された場合には、1日分の請求となります。

*本事業所では、利用者の栄養、身体の状況及び、嗜好等を考慮した食事を提供します。また、利用者の残存機能を引き出す為に、調理・配膳・後片付け及び、食事を共同でおこないます。

食事時間 朝食：8：00～ 昼食12：00～ 夕食：17：00～

② 家賃：62,000円／月（2,066円／1日）[1ヶ月30日で計算]

(専用居室内の電灯及びカーテン等は事業者が設置します。)

③ 管理費：30,000円／月（税別）（1,000円／1日）[1ヶ月30日で計算]

・専用居室及び共用部の水道光熱費に充当

共益費：15,000円／月（非課税）（500円／1日）[1ヶ月30日で計算]

・建物の維持管理費

④ オムツ代等

費用は利用者の実費負担です。

⑤ 理・美容代

費用は利用者の実費負担です。

⑥ 医療機関等への受診費用

その都度、受診した医療機関で、お支払いいただきます。

病院受診等に付き添いに伴いタクシー等を使用した場合には、その実費分（往復）をご請求します。

⑦ 領収書の再発行

領収書は原則として再発行しないものとします。但し、サービス利用の支払いに対する領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼があった場合には、領収証明書を発行するものとします。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金540円（税込）を申し受けます。

● 入居保証金（敷金）について

グループホーム利用に際し、事業所では入居保証金のお預かりをいたしません。

